

滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例関係施策の実施状況報告(令和7年度)

(※報告書内の実績や数値等は精査中。今後変更となる可能性あり。)

【令和7年度の実施状況】

1. 相談体制の整備

(1)障害者差別解消相談員

専門性を持って中立の立場で相談に応じ、必要な助言、調査、調整等を行う相談員を2名配置。

ア 条例における相談対象

①障害を理由とする差別 ②合理的配慮に関すること ③その他

イ 障害者差別解消相談員が受けた相談件数 令和7年度(R7.4~R8.2) 58件

令和6年度(R6.4~R7.3) 件数 76件、令和5年度(R5.4~R6.3) 件数 81件

(R6 内訳:①障害を理由とする差別 9件、②合理的配慮の不提供 13件、③その他 54件)

(2)相談事例検討会議(アドバイザーによる助言)

障害者差別に関する解決困難事例の対応策の検討および相談事例に関する分析評価等について学識経験者等による助言等を受けるため「障害者差別解消アドバイザー」を設置。

ア アドバイザー

- ・尾上浩二氏(NPO 法人 DPI 日本会議副議長)
- ・北野誠一氏(元滋賀県障害者施策推進協議会会長)
- ・竹下育男氏(せせらぎ法律事務所弁護士)

イ 実施実績

- ・令和7年6月12日(竹下氏のみ)
- ・令和7年10月7日
- ・令和8年2月9日

(3)地域アドボケーター

自身で相談することが難しい障害者に寄り添い、相談内容を代弁するなどにより相談員につなぐ役割として、地域アドボケーターを設置。

各圏域ごとの障害者自立支援協議会から推薦を受け、県が委託している。

ア 地域アドボケーター数 29名(R8.3 現在)

イ 任期:令和7年10月~令和9年9月(4期目)

ウ 地域アドボケーターを通じた相談件数

令和7年度(R7.4~R8.2)3件、令和6年度(R6.4~R7.3) 8件、

令和5年度(R5.4~R6.3) 4件

エ 地域アドボケーター研修の実施

地域アドボケーターが障害、障害者および障害の社会モデルに関する理解を深め、アドボケーター活動に必要な知識とスキルを習得することを目的とする研修を実施した。

- ・日時 令和8年2月4日 13時30分~16時00分
- ・場所 滋賀県庁東館大会議室
- ・参加者数 23人(地域アドボケーター21人、障害者差別解消相談員2人)

・内容 講義「相談にのるということ」

講師 坂本 彩氏(滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会委員)

アドボケーターマニュアルの説明

演習(ロールプレイ)



2. 普及啓発事業

(1) 出前講座

学校や企業、各種団体、警察等に対して、障害理解のための出前講座を実施した。職員による出前講座の他、障害当事者にも講師を依頼し、当事者自身に語っていただく機会を設けた。



(2) わた SHIGA 輝く国スポ障スポ 2025 における啓発

開閉会式会場の「おもてな SHIGA エリア」に障害理解を深める体験ブースを出展し、来訪者に対して啓発した。

当課と県健康医療福祉部内の医療福祉推進課と健康しが推進課が連携してスタンプラリーを実施し、3ブースで体験を行い、スタンプを集めるとクッキーがもらえる企画を実施。

ア 日程 令和7年9月28日(国スポ開会式)

令和7年10月27日(障スポ閉会式)

イ 場所 開閉会式会場「おもてな SHIGA エリア」
(彦根総合スポーツ公園内)

ウ 参加者数

・国スポ開会式(R7.9.28) 約250人

・障スポ閉会式(R7.10.27) 約400人



(3) 「近畿弁護士会 高齢者・障害者の権利に関する連絡協議会夏期研修会」における講演

「障害者差別のない共生社会づくりに向けて」をテーマに近畿弁護士会の夏期研修会が開催され、パネルディスカッションのパネリストとして登壇し、条例や条例に基づく取組、相談事例の報告等を行った。

ア 日時 令和7年9月5日 13:00~16:00

イ 場所 滋賀弁護士会4会大会議室・Zoom

ウ 登壇者 滋賀県健康医療福祉部

障害福祉課長 佐藤 雅明



(4) 「NPO 法人 CIL だんない 15 周年記念シンポジウム」における講演(予定)

長浜市の NPO 法人において開催されるシンポジウムにおけるパネルディスカッションのパネリストとして登壇し、条例や条例に基づく取組、相談事例の報告等を行うことを予定している。

ア 日時 令和8年3月21日(土)14時00分～17時10分

イ 場所 長浜市勤労福祉会館

ウ 登壇者 滋賀県健康医療福祉部 障害福祉課長 佐藤 雅明

(5)障害者週間

12月3～9日の障害者週間に合わせ、街頭でのポケットティッシュの配布により、条例の周知を行った。

ア 日時 令和7年12月6日(土)

イ 場所 JR草津駅西口・東口、ビバシティ彦根、ランチ大津京

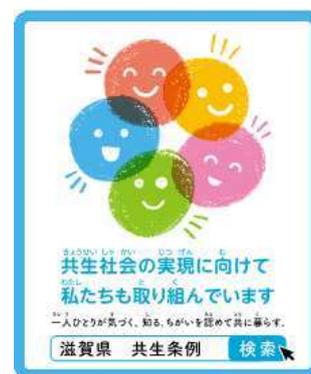
(6)共生社会サポーター

条例の理念等に沿って積極的に取り組んでいく事業所を共生社会サポーターとして協力いただく制度を令和4年度に創設した。

申請者にステッカーの配布を行っているが、実績が低調であったことから、容易に申請ができるよう、令和5年度からしがネット受付サービスでの申請受付を開始した。

また、令和6年度にリクレーター制度を創設し、リクレーターに協力いただくとともに、県でも直接企業や団体等への訪問や団体を通じた周知を行うなどにより、共生サポーターの拡大を図っている

ア 共生社会サポーター事業者数 100者(R8.2) ※18者(R6.3)



3. 合理的配慮助成金事業

事業者等が合理的配慮の提供を行うため、物品購入や工事の施行、研修会の開催に必要な費用を助成した。

(1)募集期間

令和7年4月14日(月)～令和8年2月27日(金)

(2)助成実績

8件 ※具体の実績

物品購入 3件(スロープの購入) :福祉事業所2件、観光施設1件

工事施工 4件(スロープの設置、手すりの設置):福祉事業所1件、自治会1件、飲食店1件、サークル1件

研修等開催 1件(合理的配慮の理解促進):福祉事業所1件

(3)助成金の周知

- ▶滋賀人権啓発企業連絡会を通じた周知(県内企業に広く周知)
- ▶建築士事務所協会理事会での周知(設計の段階から合理的配慮を盛り込むことを提案いただく観点)
- ▶滋賀県生活衛生協会理事会での周知(障害のある方が日常生活で利用する飲食店や理美容、入浴施設等での合理的配慮を進める観点)
- ▶滋賀県旅館ホテル生活衛生同業組合での周知(宿泊施設における合理的配慮を進める観点)